平成２８年（フ）第１０３７号
堺市北区金岡町1620番地　白鷺東住宅１棟303号
債務者　永田　早苗
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
鳥取県倉吉市山根43番地　社会医療法人仁厚会　宿泊型自立訓練事業所あずさ（住民票上住所　鳥取県倉吉市長坂新町1145番地　市営住宅28号、旧住所　鳥取県鳥取市国府町分上２丁目266番地）
債務者　西垣　亮介
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第３０号
鳥取県倉吉市西町2687番地
債務者　三好　智子
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第２７８号
高知市城山町183－２　城山清涼ハイツ５号棟１－Ｂ　片岡方、住民票上の住所高知市塚ノ原435番地２
債務者　大川口達也
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４６７号
熊本市東区沼山津２丁目８番55－305号　ガーデンパレス東部、前住所熊本市東区長嶺東５丁目８番35号　ルミエールスクエア203
債務者　荒牧　義博
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４７９号
熊本市中央区新屋敷３丁目15番４号　セゾン新屋敷103号、前住所熊本市東区長嶺南５丁目７番11－302号　マイティハウス
債務者　寺本　哲子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４９０号
熊本市南区富合町榎津19番地
債務者　村崎　徳幸
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５１０号
熊本市南区薄場２丁目11番26号　プレジュール201号
債務者　金丸　美香
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１号
北海道帯広市西14条南１丁目１番地　北郊団地３号棟322
債務者　青木　恵美（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
新潟県胎内市二葉町９番25－432号
債務者　小川　素子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第８８号
新潟県岩船郡関川村大字辰田新75番地５
債務者　鈴木　　大
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第２７３号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字壱丁野14番地１　パビリオン今伊勢401号
債務者　伊田　邦久
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第８７号
兵庫県加東市下滝野４丁目66番地　コーポ長谷川103号
債務者　前田しおり
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第２４３号
香川県高松市牟礼町原56番地63
債務者　南原　幸男
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２８５号
香川県高松市田村町1179番地　市住16－201
債務者　井上　武仁
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２０号
香川県丸亀市八番丁25番地　大井アパート１号
債務者　永田　和義
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部